

情報提供

那医発第 512 号
令和4年12月7日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始に向けた周知等について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

沖医発第 1331 号 E

令和4年12月5日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 稲富 仁

（福祉・経営担当理事）

（公印省略）

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始に向けた 周知等について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、標記の通知が届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知は、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることについての情報提供、周知依頼となっております。

インボイス制度においては、

- ・ 買い手として消費税額控除を受けるためには、インボイスの保存が必要となります。
- ・ 売り手として、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）となるためには、原則令和5年3月末までに登録申請を行う必要があります。

また、医療機関向けの補助資料として、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入と医療機関の対応」を添付いたしますので、特に以下の方は必ずご確認くださいませますようお願い申し上げます。

- ・ 消費税の納税が「一般課税方式」の医療機関等
- ・ 事業者宛に課税売上（健康診断等）の請求書や領収書を出す医療機関等

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配くださいますようお願い申し上げます。

なお、各通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は本会文書管理映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

沖縄県医師会保険課：平良、比嘉

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

E-mail：hokenka@okinawa.med.or.jp

消費税の適格請求書等保存方式の開始に向けた周知等について (協力依頼)

平素から、厚生労働行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が令和5年10月1日に開始されます。令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）」となるための原則的な期限は、令和5年3月末になっております。

インボイス制度においては、買手は消費税の仕入税額控除のためには原則としてインボイスの保存が必要になり、売手はインボイスの交付を行うためには「インボイス発行事業者」の登録申請が必要になります。

そのため、昨年より数次にわたりお願いさせていただいた内容と重複する部分もごございますが、制度開始に向けて制度の内容をご理解いただき、事業者の方々の円滑な準備のために、以下の5点についてご協力賜れば幸いです。

1. 早期登録の依頼

インボイス発行事業者の登録については、令和4年9月末時点では約120万の事業者の方が登録されています。この登録件数については、現在毎月約20万程度が登録されており、そのペースも前月比で+20%になるなど、加速度的に増加しています。こうしたことから、原則的な申請期限である令和5年3月末に近づくにつれ申請数が大幅に増加することが予想されます。そのため登録処理に時間をいただくことが予想されますので、現時点で登録を予定されている事業者の方などにおかれましては、できるだけ早期の登録申請をお願いしています。

なお、制度自体や登録申請に際して必要となる情報は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」内に「インボイス発行事業者」の登録申請手続を掲載しております。同サイト内には、事業者の方の制度理解に資する資料や国税庁・税務署が主催するどなたでも参加可能な説明会のご案内等も掲載しています。

また、一般的なご質問を受け付けるチャットボットやフリーダイヤルも開設しておりますので、ご活用ください。

2. 貴団体の会員事業者向けの説明会開催の検討及び実施

ご希望に応じ、貴団体が主催する会員向けの説明会・研修会に財務省・国税職員を講師として派遣させていただきます。こうした説明会・研修会の開催について積極的にご検討いただけますと幸いです。

なお、これまでに開催実績がある事業者団体も申し込みが可能になっています。詳細は別添1及び2をご覧ください。

3. 貴団体の発行する会報誌や業界紙への寄稿

貴団体が発行する会報誌や業界紙に、インボイス制度の概要や、事業者において必要となる対応等について可能な限り各業界の実態に即した内容の寄稿をさせていただきたいと考えております。

字数や内容についてはご相談いただけますので、寄稿の機会をいただけるかどうかについてご検討いただけますと幸いです。寄稿の機会をいただける場合には、貴団体の任意のタイミングで構いませんので、別添3に必要事項をご記載いただき、ご提出をお願いいたします。

詳細は別添1及び3をご覧ください。

また、当庁で作成している記事下広告などを令和4年10月中に原則的な申請期限にフォーカスしたものにリニューアルする予定です。こちらについて、完成次第、PDFデータやIllustratorファイルにてご提供させていただく予定です。貴団体が発行する会報誌や業界紙へ掲載させていただけるかどうかについて、ご検討いただけますと幸いです。

なお、掲載させていただける場合には、貴団体の任意のタイミングで構いませんので、厚生労働省医政局総務課にご連絡をお願いいたします。

4. 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」について

免税事業者やその取引先の対応に関して、消費税法だけでなく独占禁止法及び下請法、建設業法といった関係法令に基づいて「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」をとりまとめて公表していますので、概要と併せて送付いたします（別添4～6）。

また、これらの関係法令における個別事例等の問い合わせについては相談窓口がございます。

別紙に記載されている各省庁URLにも掲載しておりますので、会員事業者へご案内いただき、引き続き関係法令が遵守されるようあらためて周知をお願いいたします。

5. 中小企業等に向けた支援措置等

令和3年度補正予算において、インボイス制度への対応に向けたIT導入補助金や持続化補助金といった予算措置が講じられています。会員事業者やその取引先にご活用いただけるよう、別紙に記載されているURLの周知をお願いいたします。

(以 上)

制度に関する各種ご案内

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【国税庁 令和5年10月 インボイス制度が始まります！（リーフレット）】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022008-052.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の手引き】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022009-090.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式に関するQ&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

【国税庁 税務相談チャットボット】

https://www.chat.nta.go.jp/invoice/app?utm_source=sonotapamph_gr

【国税庁 軽減・インボイスコールセンター】

0120-205-553（無料） 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A

【財務省】

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

【公正取引委員会】

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html

【中小企業庁】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

※ 各ホームページに掲載されているものは同様の内容です。

中小企業等に向けた支援措置

【中小企業庁 中小企業生産性革命推進事業】

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003_seisansei.pdf

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入と医療機関の対応

令和3年5月

令和4年11月 一部修正

公益社団法人 日本医師会

本資料は、医療機関向けの補助資料です。制度の全般については、国税庁「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」、国税庁「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の手引き」をご覧ください¹。

はじめに

| | |
|------------------------------|---|
| 1. 帳簿の記載事項（全業種共通） | 3 |
| 2. 請求書等の記載事項（全業種共通） | 3 |
| 3. 仕入取引に関する対応（全業種共通） | 6 |
| 4. 売上取引に関する対応（医療機関の対応） | 7 |

本資料は、厚生労働省医政局の協力の下、財務省主税局及び国税庁に確認した事項を踏まえて作成しています。

¹ 「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」 国税庁（令和4年7月）
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の手引き」 国税庁（令和4年9月）
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_tebiki.htm

はじめに

消費税の仕入税額控除を受けるための要件として、一定の記載事項を具備した帳簿及び請求書等の保存が義務付けられています。

令和元年10月の軽減税率制度の導入に伴い、仕入税額控除を受けるために必要とされる帳簿及び請求書等に記載すべき事項が段階的に追加されることとなりました。

令和元年9月までの従来の制度を「請求書等保存方式」といいます。

令和元年10月から、インボイス制度導入に向けた準備段階として「区分記載請求書等保存方式」が施行されています。

令和5年10月から「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

1. 帳簿の記載事項(全業種共通)

消費税の仕入税額控除を受けるためには帳簿及び請求書等の保存が義務付けられています。インボイス制度の導入に向けて、帳簿の記載事項も段階的に追加されます。

(1) 従来の請求書等保存方式(令和元年9月まで)における帳簿の記載事項

- ①課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ②課税仕入れを行った年月日
- ③課税仕入れの内容
- ④課税仕入れの支払対価の額

(2) 区分記載請求書等保存方式(令和元年10月から令和5年9月まで)における帳簿の記載事項

- ①～④ 同上
- ⑤軽減税率対象資産の譲渡等に係るものについてはその旨

(3) 適格請求書等保存方式(インボイス制度、令和5年10月から)における帳簿の記載事項

- ①～⑤ 同上

2. 請求書等の記載事項(全業種共通)

消費税の仕入税額控除を受けるために保存しなければならない請求書等の記載事項が段階的に追加されます。

請求書、領収証、納品書などの名称にかかわらず、以下の法定記載事項を満たす書類を、それぞれ「請求書等」「区分記載請求書等」「適格請求書等」と言います。ここで「適格請求書」のことを、通称「インボイス」と言います。

(1) 従来の請求書等(令和元年9月まで)

- ①書類の作成者の氏名又は名称
- ②取引年月日
- ③取引内容(品目等)
- ④課税取引の対価の額(税込み)
- ⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(2) 区分記載請求書等(令和元年10月から令和5年9月まで)

- ①～⑤ 同上
- ⑥軽減税率対象品目についてはその旨
- ⑦税率ごとに区分して合計した対価の額(税込み)

(※下線部は、(1)から新たに追加された事項)

- ・ 軽減税率対象品目がなければ従来の請求書等と同じ。
- ・ 売り手側に交付の義務はない(従来通り)。
- ・ 3万円未満の取引は請求書等の保存がなくても仕入税額控除ができる(従来通り)。
- ・ 新たに追加された記載事項(上記⑥⑦)に不備があれば、受け手(買い手)の事業者が追記してもよい。

(3) 適格請求書(インボイス)等(令和5年10月から)

- ①～⑥ 同上
- ⑦税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
- ⑧書類の作成者(適格請求書発行事業者)の登録番号
- ⑨税率ごとの消費税額及び適用税率

(※下線部は、(2)から新たに追加された事項)

- ・ 登録を受けた「適格請求書発行事業者」でなければ発行できない。
- ・ 課税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けることができる(免税事業者が登録を受けるには課税事業者を選択する必要がある)。
- ・ 3万円未満の取引についても適格請求書等の保存が必要(自動販売機等を除く)。
- ・ 記載事項に不備がある場合、受け手(買い手)による追記は不可。

(図 1) 帳簿及び請求書等の記載事項の比較

| | 請求書等保存方式 (参考) (令和元年9月末まで) | 区分記載請求書等保存方式 (令和元年10月～) | 適格請求書等保存方式 (令和5年10月～) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|----------------------------|--------------------------|----|-------|---------------------------|---------|--|------------|---------|------|----------|-------------------|--------|-------|--------------------|--------|---|------------|---|----|-------|-------------------|--------|-------|--------------------|--------|------|---------|------|----------|--------|---|---|---|----|--|----------|-------|--|---------|------|--|---------|--|----|----|----|------|-------|--------|------|------|---------|------|----------|--------|---|---|---|----|--|----------------------|-------|--|--------------------|------|--|--------------------|
| 帳簿の記載事項 | <p>総勘定元帳(仕入)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>XX年 月 日</th> <th>摘要</th> <th>借方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 30</td> <td>△△商事様 11月分 日用品及び食料品</td> <td>129,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>①課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ②課税仕入れを行った年月日 ③課税仕入れに係る内容 ④課税仕入れに係る支払対価の額</p> | XX年 月 日 | 摘要 | 借方 | 11 30 | △△商事様 11月分 日用品及び食料品 | 129,600 | <p>総勘定元帳(仕入)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>XX年 月 日</th> <th>摘要</th> <th>借方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 30</td> <td>△△商事様 11月分 日用品</td> <td>88,000</td> </tr> <tr> <td>11 30</td> <td>△△商事様 11月分 ※食料品</td> <td>43,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※軽減税率対象</p> <p>請求書等保存方式の帳簿の記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載します。</p> | XX年 月 日 | 摘要 | 借方 | 11 30 | △△商事様 11月分 日用品 | 88,000 | 11 30 | △△商事様 11月分 ※食料品 | 43,200 | <p>総勘定元帳(仕入)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>XX年 月 日</th> <th>摘要</th> <th>借方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 30</td> <td>△△商事様 11月分 日用品</td> <td>88,000</td> </tr> <tr> <td>11 30</td> <td>△△商事様 11月分 ※食料品</td> <td>43,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※軽減税率対象</p> <p>区分記載請求書等保存方式と同様の記載をします。</p> | XX年 月 日 | 摘要 | 借方 | 11 30 | △△商事様 11月分 日用品 | 88,000 | 11 30 | △△商事様 11月分 ※食料品 | 43,200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | XX年 月 日 | 摘要 | 借方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 30 | △△商事様 11月分 日用品及び食料品 | 129,600 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| XX年 月 日 | 摘要 | 借方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 30 | △△商事様 11月分 日用品 | 88,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 30 | △△商事様 11月分 ※食料品 | 43,200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| XX年 月 日 | 摘要 | 借方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 30 | △△商事様 11月分 日用品 | 88,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 30 | △△商事様 11月分 ※食料品 | 43,200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 請求書等の記載事項 | <p>請求書</p> <p>株式会社〇〇御中 XX年11月30日 11月分 129,600円(税込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>小麦粉</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>牛肉</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>キャッチペーパー</td> <td>2,160円</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> <td>⋮</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>129,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>△△商事様</p> <p>①書類の作成者の氏名又は名称 ②資産の譲渡等の年月日 ③課税資産の譲渡等に係る内容 ④課税資産の譲渡等の対価の額(税込み) ⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称</p> | 日付 | 品名 | 金額 | 11/1 | 小麦粉 | 5,400円 | 11/1 | 牛肉 | 10,800円 | 11/2 | キャッチペーパー | 2,160円 | ⋮ | ⋮ | ⋮ | 合計 | | 129,600円 | <p>請求書</p> <p>株式会社〇〇御中 XX年11月30日 11月分 131,200円(税込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>小麦粉 ※</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>牛肉 ※</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>キャッチペーパー</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> <td>⋮</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>131,200円</td> </tr> <tr> <td>10%対象</td> <td></td> <td>88,000円</td> </tr> <tr> <td>8%対象</td> <td></td> <td>43,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※軽減税率対象 △△商事様</p> <p>請求書等保存方式の請求書等の記載事項に、以下を加えます。 ①軽減対象資産の譲渡等である旨 ②税率ごとに区分して合計した対価の額(税込み) ※ ①及び②の追加記載事項は受領者による追記可</p> | 日付 | 品名 | 金額 | 11/1 | 小麦粉 ※ | 5,400円 | 11/1 | 牛肉 ※ | 10,800円 | 11/2 | キャッチペーパー | 2,200円 | ⋮ | ⋮ | ⋮ | 合計 | | 131,200円 | 10%対象 | | 88,000円 | 8%対象 | | 43,200円 | <p>請求書</p> <p>株式会社〇〇御中 XX年11月30日 11月分 131,200円(税込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>小麦粉 ※</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>牛肉 ※</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>キャッチペーパー</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> <td>⋮</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>120,000円 消費税 11,200円</td> </tr> <tr> <td>10%対象</td> <td></td> <td>80,000円 消費税 8,000円</td> </tr> <tr> <td>8%対象</td> <td></td> <td>40,000円 消費税 3,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※軽減税率対象 △△商事様 登録番号 T12345.....</p> <p>区分記載請求書等の記載事項に、以下を加えます。 ①登録番号 ②税率ごとの消費税額及び適用税率 ※ 税率ごとに区分して合計した対価の額は税抜き又は税込みで記載します。</p> | 日付 | 品名 | 金額 | 11/1 | 小麦粉 ※ | 5,000円 | 11/1 | 牛肉 ※ | 10,000円 | 11/2 | キャッチペーパー | 2,000円 | ⋮ | ⋮ | ⋮ | 合計 | | 120,000円 消費税 11,200円 | 10%対象 | | 80,000円 消費税 8,000円 | 8%対象 | | 40,000円 消費税 3,200円 |
| 日付 | 品名 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11/1 | 小麦粉 | 5,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11/1 | 牛肉 | 10,800円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11/2 | キャッチペーパー | 2,160円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | 129,600円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日付 | 品名 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11/1 | 小麦粉 ※ | 5,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11/1 | 牛肉 ※ | 10,800円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11/2 | キャッチペーパー | 2,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | 131,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10%対象 | | 88,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8%対象 | | 43,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日付 | 品名 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11/1 | 小麦粉 ※ | 5,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11/1 | 牛肉 ※ | 10,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11/2 | キャッチペーパー | 2,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | 120,000円 消費税 11,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10%対象 | | 80,000円 消費税 8,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8%対象 | | 40,000円 消費税 3,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(出典：国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」令和2年8月版)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/01-1.htm>

3. 仕入取引に関する対応(全業種共通)

仕入取引に関して必要な対応は、「免税事業者」及び「簡易課税適用の課税事業者」と、「一般課税適用の課税事業者」とで異なります。

| | |
|--------------------------|--|
| 免税事業者 簡易課税事業者 | 仕入取引に関して特段の対応は不要 |
| 一般課税事業者 | 仕入税額控除を受けるためには、法定記載事項を満たす帳簿及び請求書等の保存が必要。請求書等については、 ・令和5年9月までは「区分記載請求書等」 ・令和5年10月から「適格請求書（インボイス）等」の保存が必要。 |

(1) 免税事業者及び簡易課税適用の課税事業者

区分記載請求書等保存方式、適格請求書等保存方式ともに、仕入取引に関して特段の対応は必要ありません。帳簿の記載においても、請求書等の保存においても、従来通りです。(所得税又は法人税の申告のための帳簿の記載や領収書等の保存は従来通り必要です。)

(2) 一般課税適用の課税事業者

一般課税事業者とは簡易課税事業者以外の課税事業者、即ち、実額で仕入税額控除を受ける課税事業者です。一般課税事業者は仕入税額控除を受けるための要件として、法定記載事項を満たす帳簿及び請求書等の保存が従来から義務付けられています。

そして請求書等については、令和5年9月までは「区分記載請求書等」、令和5年10月からは「適格請求書（インボイス）等」の保存が必要となります。これらの保存がない場合、仕入税額控除を受けることができません。

※仕入取引における対応については、医療機関に特有の内容はなく、一般の業種と共通です。

4. 売上取引に関する対応(医療機関の対応)

売上取引に関して必要な対応は、令和5年9月までの「区分記載請求書等」と、令和5年10月からの「適格請求書(インボイス)等」で異なります。

| 「区分記載請求書等」 (～令和5年9月) | 「適格請求書(インボイス)等」 (令和5年10月～) |
|---|--|
| 事業者に対する軽減税率対象品目の課税 売上有る医療機関は、売上取引に関し 対応が必要となる。 ⇒売店等での事業者への飲食料品 の売上がなければ影響なし | 事業者に対する課税売上有る医療機 関は、売上取引に関し対応が必要とな る。(軽減税率対象品目の有無は問わな い) ⇒事業者への売上がなければ 影響なし |

(1) 区分記載請求書等(令和5年9月まで)

売上取引においては、「区分記載請求書等」を交付することが必要ですが、軽減税率対象となる売上がない場合の記載事項は、従来交付していた「請求書等」と同様です。

なお、買い手が事業者以外の場合は、特段の対応は不要です(買い手の求めに応じて発行することは問題ありません)。

「区分記載請求書等保存方式」においては、3万円未満の取引であれば相手方(買い手)の事業者は区分記載請求書等の保存がなくても仕入税額控除ができます。

また、新たに追加された記載事項(軽減対象品目についてはその旨、税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額)については、請求書等を受け取った事業者が追記することも認められています(4ページ 2.(2))。

○ 医療機関の売上取引に関する「区分記載請求書等」への対応

事業者に対して軽減税率対象品目である飲食料品を販売した場合、仕入税額控除を行う買い手の事業者から区分記載請求書等の交付を要請される可能性があります。ただし、医療機関においては、かなり限定的と言えます。

病院の売店において、課税事業者（企業等）の従業員が事業用の買い物として、飲料、食品等を購入するケース

区分記載請求書等は売り手（医療機関）に交付の義務はありません。また、病院の売店はあくまで患者のためのものであり、事業者への販売を意図したものではありません。従って、事業者に対して区分記載請求書等を交付する場面は限定的ではありますが、顧客対応として以下のような対応が考えられます。

- ① 記載事項に対応したレジシステムに更新する（図 2）。
- ② 手書き用の領収証に記載事項を手書きする（図 3）。
- ③ 領収証を 10%用と 8%用の 2 枚発行し、8%用に「軽減税率対象」を明記する（図 4）。

ただし、病院の売店で企業等の買い物が行われることは極めて稀であり、出来る限り最小限のコストで対応することが肝要です。

なお、不特定多数の者が訪れる売店においては、記載事項のうち「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は省略できます。

(図 2)

| 領 収 証 | |
|-----------------|-------------|
| (株) ABC 様 | |
| 2020年8月24日 (月) | |
| ミネラルウォーター | *103 |
| ボールペン | 162 |
| 合 計 | ¥265 |
| (税率 8%対象) | ¥103) |
| (税率10%対象) | ¥162) |
| (内消費税等 8%) | ¥7) |
| (内消費税等10%) | ¥14) |
| *印は軽減税率対象です。 | |
| 医療法人社団●●病院 ○○売店 | |

(図 3)

| 領 収 証 | |
|--|------------------------|
| (株) ABC 様 2020年 7 月 1 日 | |
| ★ ¥ 2 6 5 - | |
| 但 ミネラルウォーター (軽減税率対象)、 ボールペン代として 上記正に領収いたしました | |
| 内 訳 | |
| 税率 10% | 金額(税込) 162 消費税額等 14 |
| 税率 8% | 金額(税込) 103 消費税額等 7 |
| 医療法人社団●●病院 ○○売店 電話：00-0000-0000 | |
| コード 99-1048 | |

(図 4)

| 領 収 証 | |
|---|----|
| (株) ABC 様 2020年 7 月 1 日 | |
| ★ ¥ 1 0 3 - | |
| 但 軽減税率対象 ミネラルウォーター代として 上記正に領収いたしました | |
| 内 訳 | |
| 税抜金額 | 96 |
| 消費税額等(8%) | 7 |
| 医療法人社団●●病院 ○○売店 電話：00-0000-0000 | |
| コード 99-1048 | |

| 領 収 証 | |
|---------------------------------------|-----|
| (株) ABC 様 2020年 7 月 1 日 | |
| ★ ¥ 1 6 2 - | |
| 但 ボールペン代として 上記正に領収いたしました | |
| 内 訳 | |
| 税抜金額 | 148 |
| 消費税額等(10%) | 14 |
| 医療法人社団●●病院 ○○売店 電話：00-0000-0000 | |
| コード 99-1048 | |

(2) 適格請求書(インボイス)等(令和5年10月から)

医療機関の売上取引に関し、「適格請求書(以下、インボイス)等」への対応が必要となるのは、事業者に対する課税売上がある医療機関です。

医療機関における事業者に対する課税売上としては、例えば、以下のよう
なケースが考えられます。

- ・ 企業から社員の健康診断や予防接種などを受託しているケース
- ・ 企業が費用を負担して社員に業務上必要な検査を受けさせるケース
- ・ 医療機関が企業から産業医報酬を受け取っているケース(医師個人が給与として受け取るものを除く)
- ・ 企業からの顧問収入、受託収入、治験収入、テナント収入があるケース
- ・ 売店で企業等の従業員が社用の買い物をするケース

事業者に対する課税売上(標準税率か軽減税率かは問いません。)がある医療機関は、令和5年10月以降、取引先の事業者からインボイスの発行を求められる可能性があります。逆に事業者に対する課税売上がなければ、特に対応の必要はありません。

○ 事前に検討すべき「インボイス対応」とは

事業者に対する課税売上がある医療機関においては、「インボイスを発行するために必要な事業者登録の申請を行うかどうか」の検討が必要となります。

また、インボイスは課税事業者でなければ発行できませんので、免税事業者である医療機関においては、「課税事業者となる選択を行うかどうか」も含めて検討する必要があります。

令和5年10月1日からインボイス発行事業者の登録を受けたい場合には、原則、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

事業者に対する課税売上がある医療機関における令和5年10月以降の選択肢は、以下のように整理されます。

- ①登録申請を行い、登録を受け、インボイスを発行する
- ②インボイスを発行せず消費税相当額または一定額を値引きする（値引は取引喪失のリスクを抑えるためであり、消費税法上、求められるものではない）
- ③インボイスを発行せず値引きもしない（取引喪失のリスクが高い）

上記①～③の選択を判断にあたって検討すべき事項は、以下の通りです。

- ・インボイスの発行に対する取引先の意向、ニーズ
- ・インボイスを発行するための手間とコスト（手書きで対応するか、システムで対応するかの検討含む）
- ・インボイスを発行せずに消費税相当額の値引きをした場合の負担
- ・インボイスを発行せずに取引を失った場合の損失
- ・免税事業者においては課税選択した場合の消費税納税負担（下記参照）

○ 免税事業者におけるインボイス対応の留意点

現在免税事業者である医療機関がインボイスを発行しようとする場合には、課税事業者を選択しなければなりません。

令和5年10月1日からインボイス発行事業者の登録を受けた場合には、同日から課税事業者になり納税義務が発生します。

免税事業者であり、かつ事業者に対して課税売上有る医療機関は、決して多くないと思われませんが、もし該当する場合には、慎重に検討し判断する必要があります。

○ 医療機関がインボイスを発行する具体的ケース

医療機関が事業者に対して課税売上取引を行い、インボイスを発行する場合には、医療費の領収証（厚生労働省が定める様式の領収証書²）とは別に、インボイスの記載事項を具備した請求書・領収証等が発行することになります。具体的には以下のようなケースが考えられます。

医療機関が企業から社員の健診や予防接種などを受託しているケース、産業医としての報酬等（給与として受け取るものを除く）を受け取っているケースなど

取引先の仕入税額控除を考え、医療機関が登録事業者となりインボイスを発行する場合は、窓口の会計とは別に、パソコンまたは手書きで請求書・領収証等を作成することで対応できます。

病院の売店において、企業等の従業員が社用の買い物として、飲料、文房具等を購入するケース

売店の売上に関し、医療機関が登録事業者となりインボイスを発行する場合は、前出 4. (1)「区分記載請求書等」の売店のケース（8 ページ）で掲げた①～③の領収証に、「登録番号」を記載すれば対応できます。

- ① 登録番号を含む記載事項に対応したレジシステムに更新する（図 6）。
- ② 手書き用の領収証に登録番号を押印等し、記載事項を手書きする（図 7）。
- ③ 領収証を 10%用と 8%用の 2 枚発行し、登録番号を押印等し、8%用には「軽減税率対象」を明記する（図 8）。

なお、不特定多数の者が購入に訪れる売店においては、「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」の記載を省略した「適格簡易請求書」を発行すれ

² 「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」令和 2 年 3 月 5 日、厚生労働省保険局長（保発 0305 第 2 号）

ばよいこととされています (図 9)。

また、自動販売機の売上については、請求書・領収証を発行する必要はありません。

(図 6)

| 領 収 証 | |
|--|-------------|
| (株) ABC 様 | |
| 20XX年7月1日 (水) | |
| ミネラルウォーター | *96 |
| ボールペン | 148 |
| 小計 (税抜 8%) | ¥96 |
| 消費税等 (8%) | ¥7 |
| 小計 (税抜 10%) | ¥148 |
| 消費税等 (10%) | ¥14 |
| 合 計 | ¥265 |
| *印は軽減税率対象です。 | |
| 医療法人社団●●病院 ○○売店 登録番号：T1234567890123 | |

(図 7)

| 領 収 証 | |
|--|------------|
| (株) ABC 様 20XX年 7 月 1 日 | |
| ★ ¥265- | |
| 但 ミネラルウォーター (軽減税率対象)、 但 ボールペン代として 上記正に領収いたしました | |
| 内 訳 | |
| 税率 | 金額(税込) 148 |
| 10% | 消費税額等 14 |
| 税率 | 金額(税込) 96 |
| 8% | 消費税額等 7 |
| 医療法人社団●●病院 ○○売店 電話：00-0000-0000 登録番号：T1234567890123 | |
| コゴロ ウケ-1045 | |

(図 8)

| 領 収 証 | |
|--|----|
| (株) ABC 様 20XX年 7 月 1 日 | |
| ★ ¥103- | |
| 但 軽減税率対象 ミネラルウォーター代として 上記正に領収いたしました | |
| 内 訳 | |
| 税抜金額 | 96 |
| 消費税額等(8%) | 7 |
| 医療法人社団●●病院 ○○売店 電話：00-0000-0000 登録番号：T1234567890123 | |
| コゴロ ウケ-1045 | |

| 領 収 証 | |
|--|-----|
| (株) ABC 様 20XX年 7 月 1 日 | |
| ★ ¥162- | |
| 但 ボールペン代として 上記正に領収いたしました | |
| 内 訳 | |
| 税抜金額 | 148 |
| 消費税額等(10%) | 14 |
| 医療法人社団●●病院 ○○売店 電話：00-0000-0000 登録番号：T1234567890123 | |
| コゴロ ウケ-1045 | |

(図 9) 適格請求書と適格簡易請求書の記載事項

| 適格請求書 | 適格簡易請求書※ |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 取引年月日 ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨） ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率 ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ） ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 | <ol style="list-style-type: none"> ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 取引年月日 ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨） ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み） ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）又は適用税率 <p style="font-size: small;">※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等の取引について、交付することができます。</p> |

請求書 △△商事株式会社
登録番号 T012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

| 日付 | 品名 | 金額 |
|-------|----------|-------------|
| 11/1 | 魚 ※ | 5,000円 |
| 11/1 | 豚肉 ※ | 10,000円 |
| 11/2 | タオルセット | 2,000円 |
| ... | ... | ... |
| 合計 | 120,000円 | 消費税 11,200円 |
| 8%対象 | 40,000円 | 消費税 3,200円 |
| 10%対象 | 80,000円 | 消費税 8,000円 |

※ 軽減税率対象

領収証

スーパー〇〇
東京都.....
登録番号 T123456...

××年11月30日

| | | |
|----------|--------|-------------|
| ヨーグルト※ | 1 | ¥108 |
| カップラーメン※ | 1 | ¥216 |
| ビール | 1 | ¥550 |
| 合計 | | ¥874 |
| 8%対象 | | ¥324 |
| 10%対象 | | ¥550 |
| ※軽減税率対象 | | (内消費税額 ¥24) |
| | | (内消費税額 ¥50) |
| お預り | ¥1,000 | |
| お釣 | ¥126 | |

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

適格請求書及び適格簡易請求書の様式

適格請求書及び適格簡易請求書の様式は、法令等で定められていません。

適格請求書又は適格簡易請求書として必要な事項が記載された書類（請求書、納品書、領収書、シート等）であれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書又は適格簡易請求書に該当します。

(出典：国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」令和2年8月版)
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/01-1.htm>

インボイス制度への対応に関するQ & Aについて (概要)

インボイス制度に関し、免税事業者やその取引先の対応について考え方を明らかにし、制度への理解を深め、必要な対応をご検討いただく際にご活用いただくことを目的として作成したものです。

インボイス制度で何がかわるのか

Q1 インボイス制度が実施されて、何がかわりますか？

課税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けることで、インボイスを発行できるようになります。インボイスには消費税額等が記載されるため、その転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。事業者は請求書等の記載事項やシステムの改修等への対応が必要となる場合があるところ、改正電子帳簿保存法の活用を図るほか、デジタル化の推進のための専門家派遣やITの導入支援などを行います。

免税事業者への影響

Q2 免税事業者であり続けた場合、必ず取引に影響が生じるのですか？

売上先が、以下のどちらかに該当する場合は、取引への影響は生じないと考えられます。

- ① 売上先が消費者又は免税事業者である場合
 - ② 売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合
- そのほか、消費税が非課税とされるサービス等を提供している事業者に対して、そのサービス等のために必要な物品を販売している場合なども、取引への影響は生じないと考えられます。

Q3 売上先がQ2のいずれにも当てはまらない場合、免税事業者の取引にはどのような影響が生じますか？

免税事業者の取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、インボイス制度の実施後6年間は、仕入税額控除が可能とされています。なお、売上先の意向で取引条件が見直される場合、その方法や内容によっては、売上先は独占禁止法・下請法・建設業法により問題となる可能性があります(Q7参照)。

Q4 免税事業者が課税事業者を選択した場合、何が必要になりますか？

課税事業者を選択した場合、消費税の申告・納税等が必要になりますが、課税売上高が5,000万円以下の事業者は簡易課税制度を適用でき、その場合は仕入れの際にインボイスを受け取り、保存する必要はありません。

課税事業者の留意点

Q5 課税事業者は、免税事業者からの仕入れについて、どのようなことに留意すればいいですか？

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。簡易課税制度を適用していない場合も、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。

また、消費税の性質上、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担しており、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれる必要があることにも、ご注意ください。

Q6 課税事業者が、新たな相手から仕入れを行う場合、どのようなことに留意すればいいですか？

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。また、簡易課税制度を適用していない場合は、取引条件を設定するに当たり、相手がインボイス発行事業者かを確認する必要があると考えられます。免税事業者から仕入れを行う場合は、設定する取引価格が免税事業者を前提としたものであることを、互いに理解しておく必要もあると考えられます。

独占禁止法等において問題となる行為

Q7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか？

1 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者(買手)の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

2 商品・役務の成果物の受領拒否等

取引上の地位が相手方に優越している事業者(買手)が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否することは、優越的地位の濫用として問題となります。

3 協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合などには、優越的地位の濫用として問題となります。

4 購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、優越的地位の濫用として問題となります。

5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

6 登録事業者となるような懲罰等

課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請すること自体は、独占禁止法上問題となるものではありませんが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。また、課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても同様です。

※ 上記において、独占禁止法上問題となるのは、行為者の地位が相手方に優越していること、また、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して、行為者による要請等を受け入れざるを得ないことが前提となります。